

## 外構部の木質化対策支援事業【ポイント】

※令和2年3月19日時点の「暫定情報」。公募開始は令和2年4月初旬予定。



### 【説明要旨】

非住宅・住宅の「外構部」（木製塀、ウッドデッキ等）に木材を活用した「実証的な取組」に対し、使用規模・使用量に応じ、「施工者」を対象に費用の一部を助成します。

### 【概要】

項目	内容
1) 申請期間	事業申請：「1次募集」令和2年4月24日～4月30日まで 「2次募集」令和2年5月1日～6月30日まで 助成金交付申請：令和2年12月20日まで
2) 対象施設	①「木塀」（塀、柵、その他これに類する外構施設） 延長1m当たり0.04立米以上の木材等を使用すること。 ②「ウッドデッキ」 0.2立米以上の木材等を使用すること。 ※①②以外の「その他の外構施設（カーポート等）」は、「対象外」。 ③「プロジェクト方式」 ①②とは別に、「耐久性・新工法・新材料・デザイン性・普及性」等を審査委員会（企画運営委員会）にて審査し、決定する（10件程度を予定）
3) 助成金額	①「木塀」 下記2つのいずれかにより算出。上限額は1件につき、100～150万円。 ・塀等の延長1mあたり、15,000円 ・塀等の延長1mあたり、20,000円 ※「木材供給者」もしくは「施工者」がCW法に基づく「登録木材関連事業者」である場合は「20,000円」となる。 ②「ウッドデッキ」 下記2つのいずれかにより算出。上限額は1件につき、100～150万円。 ・1立米あたり、100,000円 ・1立米あたり、150,000円 ※「木材供給者」もしくは「施工者」がCW法に基づく「登録木材関連事業者」である場合は「150,000円」となる。 ③「プロジェクト方式」 1件につき、上限500万円
4) 申請の流れ	事業申請（電子申請による「全国木材協同組合連合会（全木協連）」への直接申請） ⇒ 審査・採択通知 ⇒ 施工開始 ⇒ 施工完了（現場検査）⇒ 助成金交付申請
5) 使用する木材	・CW法に基づき合法性が確認された「合法伐採木材」とする。 ・地際もしくは基礎に接する部材等は要領に定める「耐久性を有する木材」とする（保存処理または保護塗料を使用したもの等）。
6) 申請数の上限	1事業者の申請数に上限（2件まで）を設定する予定。
7) 留意事項	今後公開される「公募要領」（令和2年4月初旬公開予定）をご確認願います。

## JAS 構造材利用拡大事業【ポイント】

※令和2年3月19日時点の「暫定情報」です。公募開始は令和2年4月初旬予定。



### 【説明要旨】

非住宅・非公共分野における「JAS 構造材」の活用を拡大するため、非住宅物件に「JAS 構造材」を活用する「実証的な取組」に対し、「施工者」を対象に木材の調達費の一部を助成します。  
基本構成は、「活用宣言事業」、「個別実証支援事業」の2本立てで、対象となる「JAS 構造材」は、①機械等級区分構造用製材（以下：機械等級製材）、②2×4材、③CLT、④中断面以上の構造用集成材、⑤LVL（構造用単板積層材）の5種です。

### 【本年度の主な変更事項・追加事項】

項目	内容
1) 申請期間	「活用宣言事業」（JAS 構造材活用に関する宣言および登録を書面にて申請） 令和2年3月19日～10月30日まで 「個別実証支援事業」（上記登録が完了した事業者が助成金を申請） ・事業申請：令和2年4月初旬～10月30日まで ・助成金交付申請：同上～12月31日まで
2) 対象建築物	・施主（発注者）が、国でない非住宅木造建築物 （施主が、都道府県・市町村の非住宅木造建築物は対象） ※一部住宅も対象（集合住宅、4階建て以上の戸建住宅）
3) 助成対象木材（JAS 構造材）	①機械等級製材、②2×4材、③CLT、④中断面以上の構造用集成材（短辺75mm、長辺150mm以上）、⑤LVL（構造用単板積層材）の5種。 ※「機械等級製材」と同時に使用する「目視等級製材」も助成対象となる。
4) 助成金額	①～③（林産物 JAS の追加助成分を含む）のいずれか低い額。 ①機械等級製材（目視等級製材）、2×4材、中断面以上の構造用集成材、LVL 最上階から数えて4未満の階 50,000円/立米（非木造・住宅占有階を除く） 最上階から数えて4以上の階 100,000円/立米（ " " ） ②CLT 140,000円/立米 ③助成対象木材の実調達費（材料費、加工費、運搬費の合計額）
5) 「林産物 JAS」の追加助成	「JAS 構造材」と同時に使用する「全ての林産物 JAS」（合板、フローリング、接着重ね材、接着合せ材等）も助成対象とする。 ①助成対象材積の上限 ・「機械等級製材」と同時に使用する場合 ⇒「機械等級製材の材積」（目視等級製材含む）×50%が上限 ・「2×4材、CLT、中断面以上の構造用集成材、LVL」と同時に使用する場合 ⇒使用する「JAS 構造材」と同材積が上限 ②助成額 「林産物 JAS」調達費×1/2の額（上記①×1/2の額）
6) 申請の流れ	活用宣言事業申請・登録 ⇒ 個別実証支援事業申請 ⇒ 審査・採択 ⇒ 事業開始（JAS 材の発注） ⇒ JAS 構造部建て完了（現地確認） ⇒ 助成金交付申請
7) 使用する木材	助成対象となる「JAS 構造材」および「林産物 JAS」は、すべて「合法伐採木材」であることが条件となります。
8) 留意事項	今後公開される「公募要領」（令和2年4月初旬公開予定）をご確認願います。